

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【57】

2. 日時：令和4年1月18日 13時30分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、照井安全審査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他19名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁の照井です。それでは島根 2 号設工認の基幹的法人のヒアリングを開始したいと思います。早速ですけれども、説明をお願いいたします。
0:00:18	中国電力の橋本です。
0:00:21	本日は、基本設計方針の 73 条、38 条、46 条、76 条。
0:00:28	47 条、77 条、77 条についてご説明させていただきます。
0:00:35	よろしくお願いいたします。
0:00:37	まず、資料の確認をさせていただきます。
0:00:41	本日の資料は、
0:00:43	提出年月日 2022 年 1 月 11 日の NS に、
0:00:48	配分他 008 回 06、
0:00:52	NS2-B、
0:00:54	-73
0:00:57	提出年月日、2022 年 1 月 3 日の
0:01:01	NS2-ほか-008。
0:01:05	解 07。
0:01:07	NS2-き-038。
0:01:10	46
0:01:12	47
0:01:13	74
0:01:14	07 のやつとなっておりますが、資料の方はよろしいでしょうか。
0:01:20	規制庁羽鳥です。大丈夫です。
0:01:23	はい。
0:01:26	まず、NS にあい分ほか 08 階 06 及び甲斐 07 の、
0:01:33	一番で、原子力発電宗第 2 号機。
0:01:37	5 に記載。
0:01:39	適正化箇所、括弧基本方針についてですが、
0:01:44	本日の後、御説明予定の各基本設計方針の、
0:01:48	補正し、補正時からの変更について記載しております。
0:01:53	内容については、各基本設計方針のご説明に合わせてご説明させていただきます。
0:02:00	なお、
0:02:00	本日のご説明については、三つに分けてご説明させていただきたいと考えております。
0:02:07	まず、73 条のご説明後に質疑、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:11	次に、38 条、77 条、46 条。
0:02:16	76 条。
0:02:18	のご説明後に質疑。
0:02:20	最後に、47 条、77 条のご説明後に質疑とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
0:02:28	規制庁鳥居ですこれで結構です。
0:02:31	はい。
0:02:34	ありがとうございます。
0:02:36	それではまず、73 条の基本設計方針についてご説明させていただきます。
0:02:43	資料番号NS2一期-073 をお願いします。
0:02:51	73 条の基本設計方針について。
0:02:54	比較表を用いて、先行審査プラントとの相違点についてご説明させていただきます。
0:03:01	当時、
0:03:03	65 ページをお願いします。
0:03:09	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に関わる比較表になります。
0:03:17	こちらの相違点について、東海第 2、柏崎 7 号機との相違となりますが、
0:03:23	設備構成の相違による冷却設備の必要容量の相違となります。
0:03:29	66 ページをお願いします。
0:03:34	一つ目の総医研について、東海第 2 との相違となりますが、
0:03:39	島根 2 号機は燃料プールの監視に必要なパラメーターを中央制御室に指示または表示し、
0:03:47	記録するため、その設計方針を記載しています。
0:03:52	二つ目の相違点について、東海第 2 との相違となりますが、
0:03:56	島根 2 号機は燃料プールの監視に必要なパラメーターをSPDSにて記録保存するため、その設計方針を記載しています。
0:04:08	三つ目の相違点については、
0:04:10	柏崎 7 号機の実線部との相違となりますが、
0:04:15	島根 2 号機は 3 号機申請による相違となります。
0:04:19	67 ページをお願いします。
0:04:25	一つ目の相違点について、東海第 2 との相違となりますが、
0:04:31	島根 2 号機は、可搬型計測器を計測制御系統施設を、
0:04:36	運用する設計としています。
0:04:40	二つ目の相違点について、
0:04:42	柏崎 7 号機との相違となりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:46	可搬型計測器の個数が相違します。
0:04:49	こちらは、パラメーターを継続する設備の数の相違によるものとなります。
0:04:56	また、
0:04:57	柏崎 7 号機の下から三、四行目の実線部との相違となりますが、
0:05:03	島根 2 号機では、3 号機申請による相違となります。
0:05:08	三つ目のその意見について。
0:05:10	東海第 2 との相違となりますが、
0:05:14	島根 2 号機は、可搬型計測器による計測におけるパラメーターの、
0:05:20	選定方法について記載しています。
0:05:27	68 ページをお願いします。
0:05:33	ここからは、計測制御系統施設に関する比較表になります。
0:05:40	一つ目の相違点について、東海第 2 の総意となりますが、
0:05:45	島根 2 号機の補助パラメーターについては、保安規定に定めて管理する運用としています。
0:05:53	二つ目の相違点について、東海第二と柏崎 7 号機との相違となりますが、
0:05:59	こちらは基本設計方針の記載対象設備の相違によるものとなります。
0:06:06	69 ページをお願いします。
0:06:12	こちらの相違点については、先ほど 68 ページでご説明させていただきました補助パラメーターの運用の相違によるものとなります。
0:06:23	70 ページをお願いします。
0:06:28	こちらは、昨年 12 月の 67 条のヒアリングにおいてご説明させていただきました内容と同様の記載となります。
0:06:37	福住の相違点について、
0:06:39	柏崎 7 号機との相違となりますが、
0:06:42	島根 2 号機は、
0:06:44	サンプリング式の計測装置を新設しています。
0:06:50	二つ目の総医研について、東海第 2 の総意となりますが、
0:06:55	東海第 2 と、
0:06:57	島根 2 号機では、
0:06:59	設備構成仕様に相違があります。
0:07:03	なお、吐出圧力等の設定根拠については、
0:07:06	添付資料 6-1-1-5。
0:07:10	別添 2。
0:07:12	設定根拠に関する説明書括弧別添の御説明時に改めてご説明します。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:19	また、島根 2 号機は、使用される環境条件の相違により、サンプリングに必要な機器のみで構成しています。
0:07:29	環境条件については、添付資料 6-1-1-7。
0:07:34	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件のもとにおける健全性に関する説明書の補足説明資料のご説明時に、改めてご説明いたします。
0:07:50	さらに、
0:07:51	島根 2 号機は、
0:07:53	島根 1 号機と中央制御室を共用していますので、
0:07:57	こちらについて補正時からの変更として記載しております。
0:08:03	三つ目の相違点について、東海第 2 との相違となりますが、
0:08:09	島根 2 号機は、施設の計測装置を重大事故等対処設備としても使用する設計としています。
0:08:18	四つ目の相違点について、柏崎 7 号機との相違となりますが、
0:08:24	こちらだけ 7 号機と島根 2 号機では、設備構成仕様に相違があります。
0:08:30	こちらの土地圧力等の設定根拠についても、
0:08:34	添付資料 6-1-1-5 の別添 2、
0:08:38	設定根拠に関する説明書括弧別添の御説明時に改めて、
0:08:43	ご説明させていただきます。
0:08:46	また、昨年 12 月の 67 条のヒアリングにおいて、
0:08:51	格納容器水素濃度括弧 SA と格納容器。
0:08:56	水素濃度括弧 B 系の。
0:08:59	格納容器ガスサンプリング装置の冷却装置について、
0:09:04	冷却方式を踏まえた記載の適正化を検討するようコメントをいただいておりますので、
0:09:10	こちらの検討結果については別途ご回答させていただきます。
0:09:17	71 ページをお願いします。
0:09:23	こちらの損益につきましては、66 ページ、66 ページと同様の記載となりますので、ご説明を割愛させていただきます。
0:09:33	72 ページをお願いします。
0:09:38	説明の相違点について、東海第 2 との相違となりますが、
0:09:43	可搬型計測器の設備仕様が相違します。
0:09:47	また、ファラメーターを計測する設備の数の相違により、個数が相違します。
0:09:54	二つ目と三つ目の相違点につきましては、67 ページと同様の記載となりますので、ご説明を割愛させていただきます。
0:10:04	73 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:10	四つ目の相違点について、崩壊ダイギとの相違となりますが、
0:10:15	島根 2 号機は号機の区分けなく通知に連絡する設備を、
0:10:20	6 ポツ、
0:10:22	設備の共用に記載しています。
0:10:26	二つ目の相違点について、柏崎 7 号機の層位となりますが、
0:10:31	島根 2 号機は、中央制御室及び廃棄物処理建物内にも、
0:10:37	号機の区分けなく使用する設備を設置しています。
0:10:42	なお、
0:10:43	中央制御室、廃棄物処理建物、
0:10:46	緊急時対策所内に設置する設備について、
0:10:49	それぞれの設置場所を明確にするため、補正時からの変更として適正化をしております。
0:10:58	次に、
0:10:59	柏崎 7 号機君。
0:11:01	7 号機の
0:11:03	二、三行目の実線部との相違となりますが、
0:11:06	島根 2 号機は、有線式、
0:11:08	通信設備を、中央制御室から現場は国内で使用しています。
0:11:15	また、
0:11:17	柏崎 7 号機の
0:11:19	12 行の実線部の、
0:11:21	細井となりますが、
0:11:22	島根 2 号機は 3 号機申請による。
0:11:26	おいとなります。
0:11:28	三つ目の相違点についても、
0:11:30	島根 2 号機の 3 号機申請に遅いとなります。
0:11:34	74 ページをお願いします。
0:11:40	ここからは、放射線管理施設に関する比較表になります。
0:11:46	こちらの相違点につきましては、柏崎 7 号機との相違となりますが、
0:11:52	島根 2 号機は、号機と共用しない設備となります。
0:11:58	75 ページをお願いします。
0:12:04	こちらの相違点につきましては、66 ページ、71 ページと同様の記載となりますので、ご説明を割愛させていただきます。
0:12:14	なお、先週の 69 条のヒアリングにおいて、
0:12:18	先行との相違理由として、島根 2 号機は、計測結果の表示、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:24	記録及び保存については、73条の要求事項として整理している旨、ご説明させていただきましたが、
0:12:31	こちらについては、75ページの、
0:12:35	2段落目、303段落目に記載しておりますので、補足させていただきます。
0:12:42	73条。
0:12:43	以上となりまして、一旦ご説明は以上となります。
0:12:49	計上取りですありがとうございました。それでは、
0:12:52	質疑に移りたいと思いますけれども、何かありますか。
0:12:57	規制庁岩崎です。66ページですね
0:13:08	3パラ目の、73条の16つところですけど。
0:13:12	SPDS伝送サーバーに行つて電磁的記録保存し電源喪失により、保存した記録を失われないようにするとともに、
0:13:21	帳票が出力できる設計とするとあつてですね、これつて
0:13:26	帳票が出力できるから、
0:13:30	電源喪失でも、
0:13:32	保存した記録失われないつてことですかそれとも何かまた別途、
0:13:36	その電源喪失で、
0:13:39	電源喪失しても記録が失われないような、何かその仕組みみたいのがある。
0:13:45	ちょっと教えてください。
0:14:00	中国電力の橋元です。少々お待ちください。
0:14:15	中国電力の福間でございます。お待たせいたしました。先ほどご確認のありましたところなんですけども、電源喪失により保存した記録が失われないというところなんですけども、こちらの
0:14:28	保存の保存する媒体によってはですね電源喪失によって、記憶が記録が飛んでしまう場合もございます。
0:14:36	一般的揮発性メモリーとか言いますけどもそのような場合は電源喪失した場合に記録が飛んでしまいますけどもそうではなくて、
0:14:45	電源がなくなつても、その記録が飛んで、データが飛んでしまわないようなことを、
0:14:51	意図して電源そう必要により、保存した記録が失われないと。
0:14:56	いう記載をしております紙ではなくて、電子機器の、
0:15:00	ことを示しております。
0:15:02	以上です。
0:15:12	規制庁伊ワサキさんわかりましたありがとうございました。ちなみにすいませんこれは単にいかん私のその知識があれなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:20	電源喪失した時に記憶が飛ばないような、
0:15:24	電子的な保護保存ってなった例えば何かどんなのがある。
0:15:34	はい、えーとですねこちらの、具体的にSPDS伝送サーバの設備なんですけども、このSs-Dとリードステートドライブというのを使っております、
0:15:44	ハードディスクのようなものなんですけども、
0:15:49	アーティストは厳密に言うと
0:15:51	原理は違うんですけども、そのようなドライブを使っており、記憶媒体を使っております、電源喪失しても、
0:15:59	記録が飛んでいかないという設備になっております。以上です。
0:16:09	申し訳ございません名前を申し上げておりませんでした。中国電力の福間でございます。以上です。
0:16:18	規制庁イワサキさんわかりました。ありがとうございます。
0:16:32	73 ページのですね
0:16:38	1 パラ目なんですけど。
0:16:51	ここで言う、
0:16:52	一番最後の
0:16:55	安全性の向上を図る設計とする。
0:16:59	ていうところはですねと。
0:17:05	ちょちょっと私かわからないだけかもしれないですけど。
0:17:11	これは、その下、各号機の区分けなく、
0:17:15	いや、
0:17:18	管理することが安全性の向上を図る設計ってということですか。
0:17:31	中国電力の松本です。少々お待ちください。
0:17:45	中国電力の松本です。お待たせしました。
0:17:48	こちらの先ほどご質問のありました記載に関してですけども、
0:17:55	こちらに記載してる設備は 2 号の設備について記載をしております、ただ中央制御室は 1 人農業用ですので、
0:18:05	余裕があれば 1 号も使うってということで、
0:18:09	段落の 1、
0:18:13	下から 5 行目辺りに 5 期の区分けなくってという記載があります。それから、阿蘇例によって力あれば一部分も使うってということで、文末の安全性の向上を図る設計とするをしております。以上です。
0:18:42	規制庁岩崎です。いつつまりもともとはその 2 号の設備で対応できる。
0:18:50	ですけど、
0:18:51	中央制御室共用で、かつその 1 号とかの状態を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:59	右いながら、
0:19:03	事故の対象できるので、何か何かあった時に1号の、
0:19:09	設備を使うことができるから安全性の向上が図られているということですか。
0:19:24	中国電力の松本でございます。
0:19:28	こちらに記載しておりますのは2号設備でございます。2号設備で2号の重大事故に対処するために通信連絡を行うをし、しております、
0:19:39	その上で、1号設備なので、重大事故の状態ではないとは思いますが、
0:19:48	設備を使っていて、余裕があれば1号、側でも使用ができるっていう、説明の後、内容でございます。以上です。
0:20:19	規制庁イワサキ出たごめん。そこ、2号の設備が余裕があれば、
0:20:26	1号の方でも使うことができる。
0:20:29	ということですよ。
0:20:34	中国電力の松本です。ご認識の通りです。以上です。
0:20:44	規制とイワサキたごめんなさいちょっとなかなか私の理解はあんまりについてかもしれないけど2号の設備が余裕があれば1号の設備で使うことができることが2、2号の安全性の向上。
0:20:56	恩田はか測ることができる設計だ。
0:21:12	中国電力の清水です。今のマツモトの説明を少し補足しますと、1号の方でもう使用することによって、総合的に、
0:21:23	情報共有とか、運用を行うことができるということで、双方の安全性を、
0:21:33	向上を図ることができる、というような記載となっております。以上です。
0:22:12	規制庁岩崎です。ごめんなさい
0:22:14	てことは言えればいと、1号の方でも使えて、そうすることによって、
0:22:21	1号の安全性が確保できてるので、結果として両方。
0:22:29	1号からの、そんな勉強とか特になくなるので、
0:22:35	結果として2号の安全性の向上が図られるということで、
0:22:39	ここはちょっとあんまり理解でき、
0:22:41	そんな感じですか。
0:22:45	中国電力の松本です。ご認識の通りです。以上です。
0:23:11	規制庁鳥居です。
0:23:15	もうイワサキが聞いているのはですね。
0:23:18	その2号機専用のものを、2号機専用で使って、
0:23:25	いる方が、
0:23:27	この2号機専用で使えるところを何か、1号機も使いますっていうと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:34	安全性が向上してるように聞こえないんですけど、いう素朴な疑問だと思っていて、
0:23:40	その点含めて何か良い余力があれば余力があればみたいなことではなく、
0:23:46	ちょっとその、
0:23:47	その後2号の事故対応やってる時に2号のものを2号専用で使う方が、
0:23:52	悪影響がなくて、
0:23:56	そっちの方がいいのではないかとという素朴な疑問に対して、その5号機間で、
0:24:03	共用することでどう安全性に向上に寄与するのかというところを、もう少し子細に説明をしていただきたいんですけど、よろしいですか。
0:24:30	中国電力の松本です。少々お待ちください。
0:25:13	中国電力の志水です。申し訳ございません。時間を取られました。このコメントにつきまして少し検討いたしますので、次のコメントに移っていただいてもよろしいでしょうか。
0:25:27	規制庁、照井です。わかりました。じゃないかな。
0:25:32	そうですね少々お待ちいただけますか。
0:25:35	ちょっと私のコメントを先に言いますと、今のその当然ところ73ページのところで、
0:25:43	これ単純に文章上の問題だけなんですけど。
0:25:48	廃棄物処理建物内に設置する安全パラメータ表示システム確立BDF。
0:25:54	とあり、
0:25:55	その次に、緊急時対策所内に設置する云々かんぬんとあった上で、また同じ名称で安全パラメータ表示システムはPDS。
0:26:03	で書いてあって、
0:26:05	その前PDSってそのデータ収集サーバーとか現送サーバーとか、表示装置とかがあってある要素。
0:26:15	で、構成されてると思うんですけど、それがちょっとこの書き方だと読めなくて、この廃棄物処理建物内に設置してもらって、
0:26:25	あと、じゃあその緊対所において安全システムというのが、何か同じようなもの、同じものが2個あるそのSPDSっていう総体が、
0:26:38	それぞれ置いてあるみたいな。
0:26:41	ものになっちゃいそうな感じがしてここはきちんとその内数で書き、他のところに書いてますSPDSのうち、収集サーバーとかっていうふうに、
0:26:52	書いた方がいいんじゃないかと思いますがその辺はいかがですか。
0:26:59	中国電力の松本です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:02	ご指摘のありましたSPDSの記載について、記載内容を充実化します。以上です。
0:27:09	99 充実わかりましたはい。
0:27:13	充実化と表現、
0:27:17	趣旨は、きちんとそこに置いてあるものっていうのが何なのかを明確化する観点から、やった方がいいかなと思うのでそれはご検討ください
0:27:31	中国電力の松本です。承知しました。
0:27:35	復興フォロー。
0:27:41	これちょっと数え方の問題なんで、
0:27:45	そう、可搬型計測器、例えば 72 ページの、
0:27:52	パラですかね。
0:27:55	並び、
0:27:56	32 のところですけど、
0:27:59	予備 1 校含む 1 セット 30 個。
0:28:02	括弧、及び 30 個。
0:28:05	けど、
0:28:06	オダから必要数、
0:28:09	29 に対して、予備一行考えた。
0:28:14	1 セット 30 個っていうものを、
0:28:17	それが 1Nとしたときに、プラス α という曜日ですね。
0:28:22	もう、もう 1 セットあるっていうそういう意味。
0:28:37	中国電力橋本です。ご認識の通りです。
0:28:40	以上です。
0:28:41	わかりました。
0:28:42	その上でその必要数、
0:28:46	29 っていうのは、
0:28:49	どういった、
0:28:51	根拠絡みに引き出される数字がありました。
0:29:17	中国電力の木本です。
0:29:19	可搬型設備の個数の考え方につきましては基本設計方針ではありませんけれども、添付資料の 6-1-5-1 の計測装置の説明書の方に、
0:29:30	個数の考え方を記載しております。概要のほうをご説明しますと、
0:29:35	可搬型継続で継続する対象のパラメーターについて、同時に継続する。
0:29:41	対象でないものについて、個数をカウントしまして、それが全線で 29 個と。
0:29:47	いうところそれプラス予備 1 個の 30 個 1 セットと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:50	いう考え方にしております。そちらの方を添付資料の方でご説明しているところ です。以上です。
0:29:58	所長の鳥居ですよくわかりました。ありがとうございます。
0:30:02	私から確認したいのは以上なんですけど、先ほどの回答できそうですか。
0:30:20	中国電力の松元です。後程説明いたします 77 条の通信連絡設備、
0:30:27	そちらで回答したいと思います。よろしくお願いします。以上です。
0:30:33	規制庁の照井です。わかりました。じゃあ次の説明さしていただければと。
0:30:49	中国電力の竹内です。それでは、38 条の基本設計方針についてご説明いた します。
0:30:56	資料は、NS2-き-038、こちらの比較表を用いて先行電力の社員について、 ご説明させていただきます。
0:31:07	ページ番号 40 ページをご覧ください。
0:31:12	一つ目の相違点ですが、38 条の 1 に関して、設備の相違により、東海第 2 搭 載が生じております。こちらは島根 2 号機は中央制御室を他号機と共用する ことから、
0:31:24	生じた際になります。
0:31:28	次の相違点は、記載方針の相違により、東海第 2、
0:31:32	柏崎 7 号、それぞれに記載の差異が生じております。
0:31:37	中央制御室の、
0:31:39	能をつけて、当社おりますが、島根 2 号機には中央制御室制御盤という設備 名称がないため、このような差異が含まれております。
0:31:50	次の相違点は、
0:31:53	同じページのページ下部の中を、
0:31:56	中央監視操作盤及びその他制御盤。
0:31:59	こちらの記載についてですけれども、設備の相違により、東海第 2、及び柏崎 7 号と差異が生じております。
0:32:08	中央制御室の設計時期の相違による制御盤構成の相違によるものとなりま す。
0:32:14	続いて 41 ページになります。
0:32:19	四つ目の相違点ですが、記載方針の相違により、東海第 2 棟債が生じており ます。具体的には、島根 2 号機は、警報装置の対象設備を明確化するために 記載していることからになります。
0:32:33	またこちら操作器という記載ですが、
0:32:37	もともととは操作器具と記載しておりましたが、適正化のため、この度修正させ ていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:48	次の相違点になりますが、こちらの相違点、同じく中央制御室の設計時期の増員による制御盤構造の相違によるものになりますので、
0:32:59	以降、同様の説明については省略させていただきます。
0:33:05	42 ページをご覧ください。
0:33:10	38 条の中に、こちらの及び凍結、こちらの記載について修正をさせていただいております。
0:33:18	こちらもともと及びの位置が異なる位置にありましたが、適正化の観点でこのような記載に修正させていただきました。
0:33:28	次の相違点になりますが、38 条の 11、こちらについて記載法人の相違により、東海第 2 搭載が生じております。
0:33:37	具体的には、島根 2 号機は、手すり設置の対象設備を明確化するために記載していることから、差異が生じております。
0:33:46	こちら補足になりますが、
0:33:49	中央監視操作盤以外の制御盤についてはどうなっているのかについて、以前、中央制御室の昨日の説明書のヒアリングにおいて議論となりました。
0:34:01	その他制御盤については、手すりはございませんが、地震発生時には、操作を重視し盤から距離をとることで、
0:34:09	とることを社内規定に定め運用することにより、運転員の安全確保及び、
0:34:14	誤接触を防止することとしたいと考えております。
0:34:21	次の相違点になりますが、
0:34:24	うん。設備の相違により、柏崎 7 号と差異が生じております。
0:34:29	こちら、島根 2 号機は、監視カメラを他号機と共用しないことから生じている際になります。
0:34:38	また、主東海第 2、及び柏崎 7 号とも、設備の相違により差異が生じており、
0:34:45	島根 2 号機は、津波監視カメラ及び構内監視カメラの映像で外部の状況を把握する。
0:34:51	また、
0:34:52	こちらの構内監視カメラについては、ガスタービン発電機建物の屋上に設置するものは原燃施設を兼用することから、記載に差異が生じております。
0:35:05	こちら共用に関する記載気象観測設備に関する共用に関する記載の適正化をさせていただいております。
0:35:12	具体的には 6 号機について記載漏れがございましたので、この度追記させていただきます。
0:35:22	続いて 43 ページになります。
0:35:26	38 条の 15、こちらで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:28	続いて、設備の相違により、東海第 2 柏崎 7 号と記載に差異が生じております。
0:35:36	具体的にはガスタービン発電機建物屋上に設置する構内監視カメラは、DB 系衛星設備と位置付けているため、記載に差異が生じております。
0:35:46	また、電源構成の相違もございまして、こちら記載に差異が生じております。
0:35:53	こちらの 38 条の 15 に関しては、記載の適正化を 2 ヶ所させていただいております。
0:36:00	一つは、ガスタービン発電機建物屋上に設置する構内監視カメラについて追記をしております。
0:36:08	こちらの中央制御室の機能に関するヒアリングにおいて、GTG上に設置するカメラについて、こちらはSA要求をございまして、津波監視カメラと同様の形で、
0:36:20	記載を整理させていただいております。
0:36:23	また連携については、こちら記載もございましたのでこの度適正化させていただいております。
0:36:31	次は 38 条の 24 以降になりますが、
0:36:34	こちら申請範囲の相違により、東海第 2 と記載に差異が生じております。
0:36:40	島根 2 号機は有毒ガス方法についても記載していることから、
0:36:44	差異が生じています。
0:36:48	続きまして 44 ページになります。
0:36:54	一つ目の相違点になりますが、評価方針の相違により、柏崎。
0:36:58	と記載に差異が生じております。
0:37:01	具体的には、島根 2 号機は稼働減に対し、対象発生元として防護措置を実施することとしていることから、負債が生じています。
0:37:12	続いて、38 条の 28 になりますが、こちら設備の相違により柏崎と記載がそう。
0:37:19	記載に差異が生じております。
0:37:22	具体的には、当社は有毒ガス影響を軽減することを期待する声規定がございまして、こちらにより記載差異が生じております。
0:37:34	次に 38 条の 17 になりますが、こちらを、
0:37:38	及びという記載を、
0:37:41	ももとは並びにございまして、
0:37:44	文脈等を考えまして、こちらの方が適正か。
0:37:49	を考えましたので、及びという形に修正させていただいております。
0:37:56	次の相違点になりますが、
0:37:59	二酸化炭素、酸素濃度二酸化炭素濃度計に関する記載でございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:04	田崎 7 号と設備の相違により差異が生じております。
0:38:09	当社はそれぞれ別の計器で測定することから、差異が生じているもので、こちらに関しても、次のページになりますが、運用の相違により、差異が生じてございます。
0:38:22	こちら記載の修正。
0:38:24	そして、石山酸素濃度計の後に個数を追記させていただいております。
0:38:30	もともとは酸素濃度計二酸化炭素濃度計をまとめて、一つの記載としておりましたが、それぞれの個数が明確になるよう、追記したものでございます。
0:38:45	続きまして、47 ページになります。
0:38:52	中央制御遮へいに関する共用の記載でございますが、設備の相違により、東海第 2 棟再々が生じております。
0:39:02	当社は中央制御遮へいを他号機と共用することから、このような差異になっております。
0:39:09	また補助遮へいの記載についても、了解と記載に差異が生じておまして、当社は生体遮へい装置に補助社員を含めていることから差異が生じてございます。
0:39:20	またこちら記載の適正化、2ヶ所ございまして、
0:39:24	中央制御室遮へいの後の共用に関する記載については、6 号機、
0:39:29	の記載漏れ。
0:39:31	また及びについては、先ほどせ、ご説明いたしさせていただきましたように記載の適正化でございます。
0:39:40	続きまして 48 ページになります。
0:39:45	こちら設備の相違により、崩壊等記載に差異が生じております。具体的には、島根 2 号機の SA 時の運用は DBA と異なりまして、政治の要は 77 条の、
0:39:57	要求で、記載してございます。
0:40:02	続きまして 49 ページになります。
0:40:06	一つ目の相違点ですが、設備の相違により、柏崎等記載委細が生じております。
0:40:13	大澤常設の中央制御室第非遮へいを使用すること。
0:40:18	それから、
0:40:19	プルーム通過中とそれ以外で緊急時対策所の居住エリアは同じであることから、記載に差異が生じております。また東海第 2 についても、補助者へ。
0:40:30	の記載に関して、差異が生じておりますが、先ほどの説明の通り、
0:40:35	でございます。
0:40:38	38 条の説明は以上になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:43	続きまして、中央制御室の瀬川 77 条についてご説明をいたします。
0:40:50	資料は、NS2-き。
0:40:53	-074、こちらの比較表を用いて説明をいたします。
0:41:06	41 ページをご覧ください。
0:41:16	一つ目の相違点ですが、
0:41:18	資料構成の相違により、東海第二登記サイン差異が生じております。
0:41:24	こちらが技術の設置に関する記載でございますが、
0:41:29	当社は、こちらに記載してございますが、
0:41:32	どうかについては、具体的には 43 ページ。
0:41:35	に同様の記載がございまして、
0:41:39	記載箇所が相違することにより、
0:41:42	このような差異が生じております。
0:41:46	本資料におきましては、基本設計方針内の別箇所に同じ趣旨を記載しているものについては資料構成の相違という形で、統一させていただいております。
0:41:57	また、
0:41:59	後段でも施工図別途出てきますが、
0:42:02	異なる施設の基本設計方針に記載している場合、こちらについては、記載箇所の相違という形で、整理させていただいております。
0:42:13	次のそういう箇所になりますが、同じく、
0:42:17	74 条の 3 になりますが、
0:42:19	柏崎 7、
0:42:21	応答設備の相違により差異が生じており、こちら共用する設備の相違。
0:42:27	によって、伊佐委員債が生じております。
0:42:34	次の相違点ですが、
0:42:36	77 条の 1 になります。
0:42:39	東海第 2 と記載箇所の相違により差異が生じておりまして、
0:42:45	当社は、保管施設の基本設計方針に記載していることから差異が生じております。具体的には中操の換気設備それから遮へい関係になります。
0:42:56	また設備の相違で倒壊と記載に差異が生じておりまして、
0:43:01	大澤中央制御室の正圧化を確認するため、さあ机を使用することから、
0:43:07	地方税予察系に関しては差異が生じてございます。
0:43:17	また次のページになりますが、柏崎とも記載差異が生じておりまして、こちら設備の相違によるものですが、
0:43:24	当社は、酸素濃度、二酸化炭素濃度を別の機器で測定することから、差異が生じてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:33	次の相違点になります。
0:43:37	こちら、記載箇所の増員より東海第 2 と、
0:43:41	差異が生じておりまして、
0:43:43	GD関係BB関係については、当社は原子炉格納施設の基本設計方針に記載していること。
0:43:50	から、差異が生じてございます。
0:43:55	また次の相違点についても同様に、
0:43:59	被災箇所の相違により、東海第 2 棟債が生じておりまして、
0:44:04	当社は放管施設の基本設計方針に、
0:44:07	中央制御室の空調系については記載しておりますので、差異が生じてございます。
0:44:14	次の相違点も同様ですが、SGT関係については当初、当社は原子炉格納施設の基本設計方針に記載していることから、差異が生じてございます。
0:44:27	以降資料構成の相違。
0:44:29	記載箇所の相違については説明を省略させていただきます。
0:44:36	続きまして、
0:44:38	74 条の 15 でございますが、こちら設備、設備の相違により柏崎投棄再々が生じておりまして、こちら電源構成の相違によるものでございます。
0:44:54	次の相違点になりますが、
0:44:57	設備の相違により、東海第 2 柏崎 7 号と記載差異が生じてございます。
0:45:03	照明に関する記載でございまして、当社は中央制御室内及び中央制御室第 1 歳の照度を異なる照明で、確保することから、
0:45:13	小澤檀タイプについて、記載をさせていただいております。
0:45:22	続きまして 43 ページ。
0:45:25	ページ中ほどでございまして、
0:45:29	設備の相違により、東海第二等記載の相違が生じております。
0:45:35	こちら 74 条の 17 に関する、記載の相違でございまして、
0:45:40	当社は中央制御室の正圧化を行うことから、中央制御室発言に関する記載について差異が生じてございます。
0:45:52	続きましてホームページの下部にございまして、
0:45:58	74 条の 18。
0:46:00	こちら 38 条と同様の内容でございまして設備の相違により、柏崎登記山陰差異が生じてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:07	酸素濃度計と二酸化炭素 9 濃度計の記載の差異でございますが、当社は別の計器で測定することから、差異が生じてございます。個数についても、38 条と同様で運用の相違になるものでございます。
0:46:24	続きまして、設備構成の相違により、
0:46:28	東海第 2 と記載に差異が生じてございます。
0:46:33	こちらは、当社は、
0:46:36	賃貸サーベイヤ、
0:46:37	作業服の着替え等に必要な照明はチェンジングエリア用照明を使用することから、記載に差異が生じてございます。
0:46:46	また、放管施設の基本設計方針に記載しておりますのでこちらについては、当社の記載が空白となっております。
0:46:57	次の相違点ですが、74 条の 11 になります。
0:47:01	こちら設備の相違により倒壊等、記載に差異が生じており、具体的には、島根 2 号機は中央制御室退避室に無線通信設備固定型、
0:47:11	及び、電話設備固定型を設置することから、負債が生じてございます。
0:47:23	少し説明を省略させていただきまして、ページ数で言いますと 46 ページをお願いします。
0:47:36	77 条の 26 になりますが、こちら設備の相違により、倒壊等記載に差異が生じてございます。
0:47:44	島根 2 号機は、主蒸気管トンネル室のブローアウトパネルについて記載しております。
0:47:50	また、
0:47:51	原子炉建物燃料取替階のブローアウトパネルについては、
0:47:55	3.3 項に記載していることからこのような素因になっております。
0:48:02	続いてページ下部になりますが、
0:48:06	原子炉冷却系統施設の設備。
0:48:09	浸水防護施設の設備で兼用、こちらの記載について、記載方針の相違により倒壊等、記載差異が生じてございます。
0:48:18	当社ブローアウトパネルの兼用先を記載しているものからにございます。
0:48:26	また、次のページになりますが、設備の相違により、ブローアウトパネル。
0:48:31	閉装置の設置数についても相違がございまして、こちら東海柏崎双方で、記載が相違してございます。
0:48:44	続きまして 48 ページをご覧ください。
0:48:50	74 条の 2、こちらに関する記載の相違でございますが、設備の相違により、柏崎と喜多委員差異が生じておりまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:00	島根 2 号機は常設の中央制御室空調換気系を用いて正圧化し、常設の中央制御室代筆遮へいを使用することから、
0:49:10	このような記載の相違が生まれてございます。
0:49:16	また、
0:49:18	次のパラグラフになりますが、補助遮へいに関して、東海と記載に差異が生じており、こちら 38 条側での、説明の通りでございますが、
0:49:29	当社は運転員の被ばくの観点において補助遮へいの機能に期待していることから、
0:49:35	設備の相違がにより記載差異が生じてございます。
0:49:43	続きまして、49 ページをご覧ください。
0:49:50	ページ下部でございますが、
0:49:52	77 条の 5 に関して、記載方針の層により倒壊等、記載に差異が生じてございます。
0:50:00	瀬間線 2 号機は、SA時の中央制御室空調換気系について記載していることから、差異が生じているものでございます。
0:50:12	続きまして 51 ページをご覧ください。
0:50:18	ページ中ほどになりますが、記載方針の相違により、
0:50:22	東海第二等記載差異が生じてございます。
0:50:28	当社はSA時の中央制御室空調換気系について記載していることからこのような層になってございます。
0:50:36	また設備の相違により、柏崎とも記載が相違しており、
0:50:40	瀬間 2 号機は、常設の空調換気系。
0:50:44	常設の空調設備を用いており、プルーム通過時には、正圧化運転から系統隔離運転に切り替わる設計をしていることから、
0:50:53	伊佐委員差異が生じてございます。
0:50:58	次は 77 条の 7 になりますが、こちら記載方針の増員により倒壊等、差異が生じてございます。当社はバウンダリについて記載している。
0:51:08	これからサインが生じてございます。
0:51:11	また、柏崎。
0:51:13	におけますも、設備の相違により差異が生じてございまして、当社は、中央制御室バウンダリには修正用紙以外のエリアも含まれることから、差異が生じてございます。
0:51:27	52 ページになります。
0:51:31	一つ目の相違点ですが、
0:51:33	設備の相違より柏崎藤、北委員差異が生じてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:40	島根 2 号機のベントフィルタの格納槽は地下室機であることから、中央制御室の居住性に関して影響を与えない。
0:51:50	そう考えてございますので、本庄部の要求で、
0:51:54	こちらの要求はございませんので記載空白とさせていただきます。
0:52:01	次の相違点ですが、77 条の 10 になります。
0:52:05	こちら設備の相違により、柏崎投棄再々が生じており、島根 2 号機はプルーム通過中とそれ以外で、2 対象の居住エリアは同じであることから、相違が生じてございます。
0:52:17	また、倒壊等の設備の相違により差異が生じており、こちら補助遮への記載になります。差異が生じてございます。
0:52:28	74 条の説明は以上でございます。
0:52:40	注 6 中国電力の松本でございます。
0:52:43	それでは 46 条及び 76 条の基本設計方針について説明いたします。
0:52:50	資料は、NS日記 046 でございます。
0:52:57	それでは比較表を用いて、先行電力との層位 9 ヶ所について説明いたします。
0:53:03	の
0:53:05	相違点の再掲事務の内容については、説明を割愛いたします。
0:53:10	それでは、69 ページをご覧ください。
0:53:21	こちらは緊急時対策所の基本設計方針の比較表になります。
0:53:26	まず、補正書からの変更箇所について説明いたします。
0:53:30	1.1. 1 項 1 段落目の下から 3 行目、こちらに
0:53:37	気鋭ヒロイ着色部がございます。
0:53:42	中央制御室は共用設備ですのでこちらの記載を一部の企業を記載を、
0:53:48	しております。
0:53:51	この勤務のうち、冒頭の 1 号機設備、こちらは動きでございました。削除いたします申し訳ございません。
0:54:01	次にその点について説明いたします。
0:54:08	東海大の、
0:54:12	階段の 3 行目以降、カシワギの 4 行目以降、
0:54:18	下野が起きましたから 2 行目、実線を引いております。
0:54:23	こちらは手島向こうが短期申請による相違でございます。
0:54:28	また、
0:54:29	設置場所もそうございます。
0:54:32	設置場所につきまして、東海第 2 は、次ページに記載をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:39	それでは、70 ページをご覧ください。
0:54:43	補正書からの変更箇所についてですが、
0:54:46	(3)、代替電源の確保、こちらの下から 2 行目の部分に、
0:54:53	黄色の着色部がございます。こちらは、給油から、
0:54:58	という言葉を高級という言葉に見直ししております。
0:55:02	次に、相違点について説明いたします。
0:55:06	相違点の二つ目のポチの宗でございます設備の通りでございます。
0:55:12	こちらの相違点につきましては、東海第 2 と島根号機の一行目、実線を引いております。こちらは試運号機はディーゼル値、失礼しました。
0:55:23	非常用ディーゼル発電設備が接続された、非常用低圧母線が創出喪失した場合、
0:55:30	緊急時対策所用発電機により電源供給することによる相違でございます。
0:55:35	次に、
0:55:37	その土地の相違点でございます。
0:55:41	東海第 2 と、島根 2 号機の下から 2 行目に、実線を引いております。
0:55:47	これ、
0:55:48	こちらは爾見号機の緊急時対策所用発電機は、タンクローリーにより、給油補給する設計ですが、
0:55:57	ブルーム通過時においては、補給が不要となることによる所用でございます。
0:56:04	それでは 71 ページをご覧ください。
0:56:09	補正書からの変更箇所についてですが、
0:56:12	20 ページと同様に、1 段落の 2 行目、こちらを 9 から恒久に見直しております。
0:56:20	次に坪井店について説明いたします。
0:56:23	今回第 2 の 2 行目、柏崎 7 号の 4 行目。
0:56:28	その動きの読み込み実践を見ております。
0:56:31	こちらは、各社の設備構成が異なっておりまして、多様性の 2 台、工場対応等も 2 台の合計 4 台で構成することによる相違でございます。
0:56:44	それでは、75 ページをご覧ください。
0:56:48	その点の説明ですけれども、一つ目の相違点。
0:56:52	こちら柏崎 7 号の 3 から 5 行目、下、
0:56:57	実線を引いております。こちらは島根 2 号機は、遮へい等空調の機能により、居住性を確保する設計とすることによる相違でございます。
0:57:07	二つの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:10	うちの相違点記載構成の相違でございます。こちらは、柏崎 7 号から 60 年、実線を引いております。
0:57:18	こちらは、下野の号機は、放射線管理施設の基本設計方針に記載しております。
0:57:24	また、東海第 2 の 5 行目以降に、実線引いており、志賀の動きは、放射線管理施設の基本設計方針に記載しております。
0:57:36	それでは 73 ページをご覧ください。
0:57:41	一つ目の相違点につきましては、柏崎 7 号の 1 行目に、実践を、
0:57:53	失礼しました。
0:58:01	少々お待ちください。
0:58:21	失礼しました。72 ページの、
0:58:25	最後から 73 ページにかけての説明相違点の説明でございます。
0:58:31	設備の構成の相違としておりまして、ヶ所、失礼しました。柏崎 1 ヤマト 2 行目。
0:58:37	それから市営島根のところ、河川。
0:58:41	聞いておりまして、
0:58:44	こちらは市、
0:58:47	島貫の緊急時対策所は 1ヶ所になるため、
0:58:52	対応しております。
0:58:55	続きまして、
0:58:58	二つ目の総医研でございます。
0:59:00	東海第 2 の 5 行目以降に、実線を引いております。
0:59:05	こちらは市販後、
0:59:07	下野の動きは、放射線管理施設の基本設計方針に記載をしております。
0:59:14	74 ページをご覧ください。
0:59:19	二つ目、相違点ですけども、
0:59:25	1 問 5 期の 4 号の実践を聞いております。
0:59:30	こちらは、諮問号機は SPDS 伝送サーバーから CRS 電送サーバー及び本社へ伝送する設計とすることによる相違でございます。
0:59:43	五つの相違点をご覧ください。A、
0:59:47	こちらは収入合計は、励行、長さに対する防護装置、こちらで有毒ガスに対する防護措置について明記しております。
0:59:59	それでは 75 ページをご覧ください。
1:00:03	一つ目の相違点につきましては、
1:00:07	イシモリの動きの 3 段落目は、ご提言の説明を行っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:12	これは固定員に対し、発生。
1:00:16	失礼しました対象発生元として、防護装置を実施することの総意でございます。
1:00:22	二つ目の意見ですけれども、市の動きの 6 段落目は、毒ガスの影響を、
1:00:29	軽減することを期待する防液堤があることの相違でございます。
1:00:36	続いて、続きまして展示少し飛びまして 78 ページをご覧ください。
1:00:46	こちらは
1:00:48	一つ前の 77 ページから、非常用電源設備の基本設計の方針を比較表になります。
1:00:56	こちらの一つ目の非相違ですけれども、東海第 2 実践を聞いております。こちらは資本号機の緊急時対策所は、低圧の配電盤を、
1:01:07	設置しております。配電盤制御用の蓄電池は不要な補助のため、
1:01:13	不要なことによる相違でございます。
1:01:20	二つ目の総意でございます。
1:01:24	柏崎 7 号機の橋台以降に実践を聞いております。
1:01:29	こちらは、島根 2 号機については、緊急時対策所用発電機の燃料補給設備を個別に記載しておりますのでその相違でございます。
1:01:39	三つの相違でございます。
1:01:42	階段の 1 行目以降に、
1:01:44	実践を、
1:01:45	聞いております。
1:01:47	こちらは島根 2 号機は、タンクローリーを用いて燃料、
1:01:51	補給する設計とすることの相違でございます。
1:01:56	80 ページをご覧ください。
1:02:04	こちらは放射線管理施設の基本設計方針の比較表になります。
1:02:09	一つ目の総医研。
1:02:12	続きまして、東海第 2 の 1 号見込み事前を引いております。
1:02:17	こちらモニタリング設備設置場所が、そうしております。
1:02:21	また、H5 号機は、市緊急時対策所の加圧判断に用いる設備を記載しております。
1:02:31	四つめの相違点でございます。
1:02:34	2.15 の一段落目。
1:02:37	東海道の下から 2 行目以降に、実線を引いております。
1:02:41	準号機は、緊急時対策所の基本設計方針に記載をしております。
1:02:48	81 ページをご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:51	渥美の。
1:02:53	そういう利用についてです。
1:02:55	3号機の値段額に実線を引いております。甲斐第2は、緊急時対策所の基本設計方針を記載しております。
1:03:05	三つ目の相違点ですけども、東海第2の3段落に実践を聞いております。
1:03:11	この、
1:03:12	一番号機はこの内容を、緊急時対策所の基本設計方針に、
1:03:17	採用しております。
1:03:19	82ページをご覧ください。
1:03:24	一つ目の損益については、
1:03:26	島郷木野。
1:03:29	下から、
1:03:34	下から3行目、実線を引いております。
1:03:37	こちらはチェンジングエリアの照明について記載をしております。
1:03:42	また二つ目の相違点につきましても、東海第2の3段落目に実践を聞いてお りまして、
1:03:48	2段落目、失礼しました。信号機は、この内容を緊急時対策所の基本設計方 針記載。
1:03:55	をしております。
1:04:01	失礼しました。
1:04:05	訂正いたします。二つ目のそういう理由につきましては、常設の照明により、 照度を確保する設計とする。そうでございます。
1:04:14	83ページをご覧ください。
1:04:19	補正書からの変更点についてですけども、一番下から2行目でございます。
1:04:24	そのツケを、保管から差圧計を設置、及び保管に直しております。
1:04:31	次に相違点について説明いたします。
1:04:39	甲斐第2位、しました。
1:04:42	失礼しました。一つ目の宗井手の中に、二つ目の階段の相違がございます。 こちらですけども、1、東海第2の一段落目の最後の行に、
1:04:52	実線を引いております。
1:04:54	こちらは信号機の送風機フィルタ及び空気ポンベは管型設備であることの合 意でございます。
1:05:03	その相違点相違点ですけども、一つのポツの相違点の三つ目、柏崎7号の ところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:11	島根 2 号機の一段落目の下から、病院、実線を引いております。こちらは諮問号機の、
1:05:19	撮影は常設であることの相違でございます。
1:05:25	84 ページをご覧ください。
1:05:30	一つのA層につきまして、庄野梅木の 1 年間の実践を聞いております。こちらはブルーム通過後の運営について記載しておりましてその通りでございます。
1:05:43	次の総医研につきましては、4.3 項の、
1:05:48	柏崎 7 号機の一行目以降、
1:05:52	地方の動きの一行目の業務実践を聞いております。
1:05:57	信号機はホリノ通過中と、それ以降、
1:06:01	失礼しました。国光課長と、それ以外で緊急時対策所の橋上エリアは同じ。
1:06:07	同じとすることの相違がございます。
1:06:10	また、信号機の 5 行目、
1:06:16	出てしまう。
1:06:17	承認後業務、実践を聞いておりまして、生体遮へい装置、浮上装置を含めている細井でございます。
1:06:27	85 ページをご覧くださいこちらは緊急時対策所機能の比較表になります。
1:06:32	記載内容は、74、75 ページと、のため割愛いたします。
1:06:37	以上で、46 条、76 条の説明を終了します。
1:07:01	中部電力の内藤です。ここで一旦区切らせていただきたいと思いますと考えております。以上です。
1:07:07	規制庁テルイです。はい、ありがとうございました。それでは次、38 条。
1:07:14	これは参りたいと思いますけど何かありますか。
1:07:29	規制庁岩崎です。
1:07:31	42 ページで、
1:07:33	ご説明のあったの。
1:07:36	その他の能勢制御盤は手づりがなくてすぐ離れるように、
1:07:43	し運用してますと、おっしゃっていたと思う。
1:07:48	その辺の何か、
1:07:51	ええな。
1:07:54	それがないとこの
1:07:56	どうしてるかとかっていうのは、ここには特に書かない。
1:08:07	中国電力河口です。
1:08:09	そちら辺、そこらその他の%についての先ほどの運用については、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:14	手順運用となりますので、こちらは基本設計方針という形になるので、こちらの、今回の基本的方針の中でちょっと記載しないことでちょっと整理しております。
1:08:25	以上です。
1:08:31	規制庁イワサキzoneざんようだから何か法案規定とかに書くことになる。
1:08:39	そういうわけでは、
1:08:43	中国電力久慈です。一般の保安規定とか、それより下の社内規定類の方に、
1:08:51	地震発生時の対応として定めることしております。以上です。
1:09:10	きちっとイワサキわかりましたありがとうございますちょっとあんまりここまででもあれかもしれないですけど、ちなみ、
1:09:17	何メートルぐらい離れるとかそういうのを決める。
1:09:21	ある程度広さがある場所なんですかすいませんあんまりこう構造がちょっと頭に入っちゃってあれ。
1:09:40	中国電力小口です。現状、まだちょっとそういった定量的なものは定めておりません。
1:09:45	以上です。
1:09:50	規制庁イワサキですはわかりましたじゃ広さ的には、
1:09:54	割と広い。
1:09:56	パツと離れられるような広さはある。
1:10:10	中国電力は口です。場所によるんですが、狭い盤が並んでるところとかになりますと、1メートル間隔ぐらい。
1:10:18	といったところもございます。
1:10:20	以上です。
1:10:29	早崎坂根委員ありがとうございます。
1:10:34	44 ページのですね、
1:10:39	その居住性インポートの居住性の括弧のところ
1:10:45	どうぞ。
1:10:46	避難及び西田所って
1:11:00	郷北井、城野星は、放射性物質、
1:11:07	燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物、
1:11:12	ここって全部、何ていうかその並列関係になって
1:11:20	中国電力の竹内です。
1:11:23	大乘の放射性物質が一つ。
1:11:27	それから、及びで区切らせていただきまして、中央制御室外の火災等により発生する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:34	燃焼ガスやばい煙、有毒ガス、ここで一つ切らせていただいて、
1:11:40	降下火砕物。
1:11:42	この3点が並列に並んでいると認識しております。以上です。
1:12:30	傾聴イワサキですわかりましたありがとうございます。
1:12:50	ケーキ屋杉沢五味 14 ページのですね、
1:12:55	ちょっとこれ許可で説明あったかもしれないんですけども。
1:13:01	市、14 ページの一番下のパラの二次遮へい及び補助遮へいを新しく
1:13:12	補助者費って、すいません、どういうものか教えてもらってもいいですか。
1:13:20	中国電力の竹内です。
1:13:22	補助遮へいは、例えば管理区域境界に設置するようなものでございます。
1:13:28	イメージしやすいところと言ったら、建屋の外壁が、基本的には補助遮へいに該当していたりします。
1:13:37	以上です。
1:13:40	補足となりますが、あとは管理区域境界だけではなく、中の例えば、区域B区域、C区域
1:13:50	内の、
1:13:51	協会等にも使用されてございます。以上です。
1:14:34	規制庁水規制庁イワサキです。ありがとうございました。
1:14:48	規制庁あたりです
1:14:54	41 ページ。
1:14:58	の、
1:15:01	38 条の 4 のところなんですけど。
1:15:05	ここを出てくか、括弧の中でですね、括弧内の中のところで、
1:15:12	これを繋い。
1:15:18	つないでるのワーメイン。
1:15:22	6 年。
1:15:23	の取扱設備緒貯蔵施設と、
1:15:27	計装棟排気と、
1:15:31	放射線管理のよ。
1:15:33	それを、
1:15:34	繋いでいるっていう。
1:15:37	ことでいいですか。
1:15:43	中国電力河口です。ご認識通りの通りでございます。以上です。そうした時 2 廃棄施設等放射線管理施設のところをつないでるのが、
1:15:55	及びになってるのは何ですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:06	活用電力カワグチです。こちら、放射線廃棄物の被災施設及び放射線管理施設の、及びでないでいる理由なんです、基本的に並列に書く場合は、
1:16:18	最後の、
1:16:20	今回は、
1:16:22	放射性廃棄物、
1:16:24	物の廃棄施設と、
1:16:27	その最後は放射線は管理施設になるんですが、
1:16:30	その間に、及を使う。
1:16:32	平均使う場合は、そのような記載方針としておりますので、及びとしております。以上です。
1:16:38	うん。
1:16:39	そう。いや、でもその今並べてるのは四つ並列で、
1:16:44	その一番最初のグループには、
1:16:47	取扱施設及び貯蔵施設とすでに及びを使ってるのに、なぜ四つ並立のものが一番最後は及びなんですかっていう問いなんですけど。
1:17:13	中国電力川口です。すいません。最初の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設というのは、これも、
1:17:21	技術基準とかの要求、この基本の方針とかも、この名称で及びと使ってますので、
1:17:29	一つの名称としてちょっと予備を使ってるという形になります。以上です。
1:17:34	規制庁です。ありがとうございます。いや、その答えを聞きたかっただけなんです。
1:17:41	わかりました。だから固有名詞として一つのワードとして見ていてそうすると、及びが入っても四つの並列単純な四つの並列だから、
1:17:52	後ろ側が及びなってるってことですな。
1:17:56	はい。わかります。
1:18:00	次にさっきのちょっとやりとりあった 38 条の 44 ページの 38 条の 17 のところなんですけど。
1:18:09	ここって研究
1:18:11	大きくは、
1:18:13	放射線防護措置、
1:18:16	と。
1:18:18	て、今なんていうか、
1:18:20	防護措置。
1:18:22	二つを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:24	大栗が一番大きい区に行って、
1:18:28	並列になっていて、
1:18:30	後者の方で言うと、
1:18:41	その気体状の放射性物質等、
1:18:46	火災等により発生する燃焼ガスやっぱり有毒ガス等、
1:18:52	降下火砕物。
1:18:54	これを、
1:18:55	三つ。
1:18:58	が並んでいて、
1:19:00	その三つのうちの、一番長いのは、
1:19:03	火災等により発生するっていうのが燃焼ガスと、ばい煙と有毒ガス、
1:19:08	このまたこのちっちゃい道が、
1:19:11	1 学部にやるっていうそういう構造でいいですよ。
1:19:16	中国電力の竹内です。ご認識の通りです。
1:19:20	以上です。そうすると、最初の及びって、
1:19:32	北井常務より別紙と中央制御室との間、間の及び、
1:19:39	オープン。
1:19:41	なんじゃないかなという気が。
1:19:44	するんですけど。
1:19:49	中国電力の武内です。こちらの期さいいですがご指摘十分理解しております。ちょっと当社の方でもどうしたらいいのかなと。社内いろいろお話し、
1:20:00	したんですけども、現状このような記載にさせていただいてます。で、ご指摘の形で、例えば気体状の放射性物質の後にポツを、
1:20:10	つけたパーそのあとの、
1:20:12	火災等により発生するの塊とちょっと。
1:20:16	混同しちゃうかなというところもあり、現状の記載に落ち着いた次第でございます。以上です。なるほど。そういうこと。
1:20:26	例えば何か順番入れ替えるとかはどうなんですよ。
1:20:30	例えばその中層以外の火災をまず 1 括り書きちゃって、
1:20:37	それも年収が数、乙、
1:20:40	年商がスポーツばい煙、
1:20:43	休眠有毒ガス、
1:20:45	及びが有毒ガスにして、
1:20:48	ポツにしてきた以上の放射性物質で、蛇に降下火砕物。
1:20:55	わかると、繋がりはわかりやすくなるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:59	間に気体状の放射性物が入るのはちょっと気持ち悪いですか。
1:21:05	中国電力の竹内です。
1:21:10	もう1案としましては、例えば気体状の放射性物質並びに、中央制御室外の火災等により発生する燃焼が数。
1:21:21	干満ばい煙及び有毒ガス、並びに、
1:21:25	降下火砕物に対する火災、換気設備の換気といった形。
1:21:31	にしたらどうかとも思っていた次第でございますがちょっと、先行電力との横並びもございますのでちょっと現状の記載とさせていただいてますが、もし現状の記載が、今一井さん、今ちょっと申し上げた案でいかがでしょうか。
1:21:46	そうですね。
1:21:54	宮岡技師確かに、まだ正しくこうとすれば、ちょっと逆にわかりにくくなるっていうところもあるのでわかりました。とりあえず、現状の記載で、
1:22:06	結構ですちょっと私も考えてもし何か妙案が浮かべば、お伝えします。伺えないと思いますけど。
1:22:14	はい、わかりました。
1:22:17	中国電力の武先生ありがとうございます。
1:22:24	はい。38は以上で、次は74とか、
1:22:30	74
1:23:02	規制庁イワサキです。
1:23:05	11ページの、そうですね。
1:23:14	押し抜いている姿勢に損傷が発生した場合においても、当たるところのその、
1:23:19	中央制御室等外気との、その差、制約かと。
1:23:25	あと、タイヒック闘争の中央制御室のSERP。
1:23:29	ことを書かれて、これって何かそれぞれどれなんかにどれぐらいの差はアップがー。
1:23:35	必要みたいなあれですかそれとも何かいい位置でもOK。
1:23:39	1でもその席制約ができていれば、
1:23:43	ような感じがちょっとせ
1:23:51	中国電力の竹内です。
1:23:53	中央制御室の方は、外気+20%スカル。
1:23:58	大技術の方は、プラス10%とある。
1:24:02	というものを設けてございます。以上です。
1:24:28	規制庁イワサキさわかりました。ちなみに20、
1:24:33	10のその差っていうのは、どこかの、
1:24:37	説明書なり何なりで、ちゃんと記載があるということでもいいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:45	はい。伴中国電力の竹内です。中央制御室の居住性に関する説明書の方で ご説明いたします。以上です。
1:25:12	規制庁イワサキわかりましたありがとうございます。
1:25:52	1 イワサキで阿藤 33 ページのですねと。
1:25:58	中央制御室遮へいを赤じゃないところ、
1:26:07	DB施設であるとともに、その一斉状況を使用するため、
1:26:12	基本方針、姿勢、設備としての基本方針示す。
1:26:16	業者適用する。
1:26:18	ただし、
1:26:23	多様性及び独立性並びに位置的雲散を考慮すべき対象の、
1:26:29	意味設備がないことから、
1:26:32	その多様性と作りセット 1 できるような適用しないって書いてあるんですけど、こ こをちょっと落としがあまりちょっとよく意味をちょっとどういことかが説明して いただいて、
1:26:55	中部電力の中嶋です。ご指摘の箇所ですけども、
1:26:59	調整者には、DB県SAの設備になっていますので、現状の記載と、
1:27:06	なっていますその他のDB元SAの設備も同様の記載となっている認識です。 以上です。
1:27:30	規制庁イワサキえさごめんなさいちょっと私は聞き方があれかもしれないすけ ど、その中央制御室遮へいが、
1:27:36	DBケースAなんだけど、
1:27:41	多様性及び独立性硫酸は適用しなくていい理由をちょっとご説明いただきたく なすんですけど許可でもや、
1:27:53	言うのかもしれないすけどちょっともう一度ご説明いただけます。
1:27:58	中部電力の中嶋です。調整月謝堀についてはDBとSAで要求される機能が、
1:28:05	同じでしてまた中央制御室遮へい、
1:28:09	その代替機能を持つ設備っていうのは例えばDBとして調整中遮へいがあつ てSA設備としては
1:28:16	それ以外の強制業者への機能を代替する設備というものがございませんの で、
1:28:23	同じ機能を兼ねている状態ですので、このように多様性とか位置的分散という こと。
1:28:29	これはしないということで記載しています。以上です。
1:29:17	規制庁の照井です。少し今のご説明をクラリファイさせていただきたいんです けど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:25	もともここで言っているその重大事故等を対象設備の、
1:29:31	基本設計方針。
1:29:36	基本方針に示し、設計方針を適用するって書いてある。
1:29:40	このSEの基本方針ってじゃあ何かっていうと、いろいろ
1:29:47	許可による 43 条de等これここで、技術研究所 54 条から 54 条の要求事項が、のうち共通に係るものと常設に係るものを適用しますよと。
1:29:59	そういったときに、SA設備の基本的な要求として、
1:30:05	DB施設等、共通要因泥土同時に壊れないようにするというのが要求事項になっていてそれに対して、可能な限りの多様性とか独立性とか、
1:30:19	或いはその位置的分散というものを図りますよということが設計方針として、SAの共通の設計方針としてうたわれていると。
1:30:29	制度設計方針を、
1:30:32	大瀬前。
1:30:33	この中央生活者編に、適用しますというのがまず前提として書いてあるんですけど。
1:30:39	その上で、いやDB施設との、
1:30:45	同じ機能を持つといった方やな、同じ機能を持つDB施設との、共通要因故障対策っていうと、結局この沖積遮へいでいうと、
1:30:55	SA設備であり、かつ、同じものがDB施設である以上、その意義きの施設として、
1:31:03	適用京王施設ですから、それが、
1:31:07	共通要因で壊れるって、そのDBとしてはこれないけどSA性としてはこれないけどDBとして壊れませんっていうのが、
1:31:15	埋まりなわけですよ。
1:31:17	なぜなので、その同じ設備である以上を、その多様性とか、その独立性とか一色分散のものはその適用できないので、そこはただし書きで、
1:31:28	除いてるっていうそういう構造で書いてるっていうことでもいいです。
1:31:36	中部電力の橋場です。ありがとうございます御説明今おろしいいただいた通りです。
1:31:42	はい。
1:31:44	はい。
1:31:45	この辺、難しいところだと思うので、議会共通認識できたと思うので。ありがとうございます
1:31:55	他、何かありますか。
1:32:08	はい。70 円に関して私からは特にないので、緊対所ですから 4676 条。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:19	黒川益子。
1:32:32	規制庁イワサキです。
1:32:35	23 ページなんですけど。
1:32:40	ちょ
1:32:42	有毒ガスの防護に関してなんですけど 1 個ほど、ここの結びの強い要員を防護できる設計とするって書いてあるけど、
1:32:55	これって何かし要員以外はもう、この段階でいない。
1:32:59	それとも何か、
1:33:01	そのヒロイ以外でしょうけど、どうなる。
1:33:05	ということがちょっと知りたかったんですけど。
1:33:18	中国電力の南です。
1:33:20	はい。こちらガイドの記載から持ってきているんですが、緊急時対策所について防護するということで緊急時対策所にいるチーム要員、
1:33:31	に対して、緊急時対策所にいるのが指示要員ということで、緊急時対策所にいる指示要員に対しての防護をすると、そういう観点でこちらの緊対のときは主事要員というふうに記載しているというところになります。以上です。
1:33:49	あ、規制庁イワサキ出たとだから津波は、
1:33:53	新要員を防護できる設計と書いてあるけど結局は緊対所を防護してるから、
1:34:03	方向の書き方でも何ていうか、CEO委員会の人も大丈夫であるということですかね。
1:34:15	中国電力の南です。はい緊急時対策所の指示要員を守るという、基準に対して支持を守ると記載しておりますが緊急対策所にいるすべての要員を守るようにはできているというところのご理解で問題ありません。以上です。
1:34:45	規制庁イワサキえさわかりましたガイドがそうなってるからこういう書き方になってしまっているということで、了解さんはいいと。そしてというかその報告する対象としては理解できましたがありがとうございます。
1:35:24	1 イワサキです受 21 ページの、
1:35:31	そもそもごめんなさいその指示要員はその、
1:35:38	緊対所にいる子こいう人が支持要因ですよというのは、
1:35:43	どこかに決まっている。
1:35:53	中国電力の南です。はい。指示要員というのが決まっております、有毒ガス防護に対しては主にまず運転、中央制御室に対しての運転員、
1:36:05	それと緊急時対策所の指示を、
1:36:08	それと、重要操作地点で活動する要員、これらについて防護するところを、定めておまして、また緊急時対策所についてはそもそも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:20	夜間、休日に寝泊まりして重大事故時にですね、一番最初に連絡をする連絡要員だけを守る時、それと着実際に事故が起こった時の主事要員総勢 30。
1:36:35	すいませんちょっと今数値不明確でありませんが、それらを守るというような形で、それぞれ区分けし、要員を区分けしてですね、どの模要員をどういうふうを守るかというところは定めてございます。
1:36:46	そちらについてはですね今こちらの基本の方針には記載してはいないのですが、緊急時対策所の近藤ですね機能についての説明の、
1:36:57	資料の方には記載してございまして、そちらの方でまたご説明させていただきたいというふうに思います。以上です。
1:37:16	規制庁イワサキたごめんなさい。わかりましたありがとうございます。ただそれはその主任はどういう人ってのはその緊対所の機能のスマート説明書の方で細かく、
1:37:27	ありがとうございます。
1:37:39	規制庁テルイです。勤怠上、
1:37:43	通しの 69 ページのところなんですけど。
1:37:52	これはちょっとやや趣味的なコメントかもしれないですけど今の中央定義室以外、下 3 行で 46 条の 1 のところの、
1:38:00	下 3 行のところでは鋳鉄以外の場所、発電所には、
1:38:05	緊対上を中央制御室以外の場所に設置するってのが 1 パラで書いて、
1:38:11	その点全点数で、緊対所は、敷地高さ表 50 メートル架台に出力するとなっていて、
1:38:18	何か、
1:38:19	先行生命の間にちょっといろいろ書いてあったりとかして、2 分に分けたほうがいいのかという気もするんですけど。
1:38:28	中国電力の場合だと、後ろの部分が 1 分で、なので、
1:38:34	一番ってかその短い権限なので、
1:38:37	ここが一番上書きちゃってもいいのかなと。
1:38:41	思ったんですけど、例えば中央清潔以外の場所である敷地高さ、
1:38:47	50 メートルの高台に設置する設計とする。
1:38:50	でも、いいのかなと思ったんですけど、別にいいのが悪いというわけではなくて、
1:38:56	どうですか。
1:39:11	中国電力の松本でございます。ただいま説明のありました記載の内容について、
1:39:20	反映する方向で、整理、記載を見直しいたします。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:27	生存率はわかりました。ちょっとそうした方が読みやすいかなと思いますので、
1:39:31	ご理解いただければと思います。それから、72 ページのところなんですけど。
1:39:43	この 72 ページの、71 ページの終わりから来るところの全体の公文だと思ってるんですけど、この 76 条の 8 のところで、
1:39:56	重大事故等が発生した場合において緊急時対策所の居住性をつなげる設備として、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置また保管する設計とするとあって、
1:40:09	その後者って、その具体の個別の設計が、
1:40:15	この下の 76 条の 15 とか、
1:40:19	19 とか、
1:40:22	会計、
1:40:24	かかるのかなと思ったんですけど。
1:40:27	そうした時にこの 76 条の 8 のところにした結果出てくる 65 との関係でさ、SaaS 形って書かなくていいんですか。
1:41:04	中部電力の中嶋です。少々お待ちください。
1:41:30	協力の中嶋です。お待たせしましたもともとのその差圧計の位置付けとしては、緊急時対策所。
1:41:37	管渠設備の、
1:41:40	一部として、放管施設を芯線管理施設の方の基本設計方針に記載を、
1:41:46	詳細の記載もしているところではあるんですけども、失礼して分類としてはなんで管理設備の方に記載をしているのですけども、ご指摘の通り、今のこの、
1:41:56	居住性の記載。
1:41:58	センコーとの横並びも、
1:42:00	見て後段に撮影の資料の記載も書いてありますので、ご指摘の通りの内容だと思いますので、記載を追記することで検討したいと思います。
1:42:10	以上です。
1:42:13	基準日です。わかります。例えば、さっきのですね、検討していただくということで、
1:42:23	わかったんですけど例えば 77 条中層側で言うと、通しの 41 ページに、
1:42:32	炉心の著しい損傷が発生した場合においても、と言って LED はつけ、
1:42:38	酸素濃度。
1:42:39	連絡等、
1:42:41	と書いた上で、その下側に LED と、
1:42:47	ハーツ系と、覗け。
1:42:51	それぞれ出てきてるような、興奮になってるので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:57	その中操との関係でいっても同じように変えた方が、
1:43:03	いいような気もしております。今ちょっと
1:43:07	次兵庫で検討いただくということでご回答あったのでそういった2多様な清掃 というもののとの整合も含めてご検討いただければと思います。
1:43:24	中部電力中島です。了解いたしました。
1:43:29	規制庁鳥居です。よろしく申し上げます。それから、
1:43:33	これは当然73ページなんですけど、
1:43:38	Bポツのところですね、何行目で。
1:43:43	発電用原子炉施設の損壊その他の異常等に対処するためにつてここ等が入 っていて、
1:43:51	一方で
1:43:54	次のページ74ページの、
1:43:57	例えば46条の5、3パラメーでありますね。
1:44:02	1行目。
1:44:04	思うところは、
1:44:06	その他の異常。
1:44:08	等が入ってない記載になっていて、
1:44:11	この頭入れる入れないっていうのは、何か整理がされてるんでしょうか。
1:44:32	中国電力の松本です。こちら、今お話のありました2ヶ所についてですが、食 い違っておりますので、記載を訂正したいと考えております。
1:44:44	以上です。
1:44:46	規制庁の鶴小学校、宇津木津野。
1:44:49	どちら側にそろえるおつもりですか、或いはそれはそこも含めて検討って 感じ。
1:45:20	中国電力の清水です。そ等の記載につきまして、確認して、記載の適正化を 図りたいと思います。以上です。
1:45:30	規制庁ですわかりました入れるか入れないかも含めて検討ということで理解を しました。
1:45:36	近在所関係は私からは、一応、
1:45:45	ちょっと、
1:45:47	時間もあまりないですけど、
1:45:49	アメリカなんかで、どうぞ。
1:45:53	規制庁イワサキすみません47条のごめんなさい。
1:46:02	失礼しました。
1:46:04	現在、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:05	安保委員。
1:46:07	大丈夫。40 残りの 47 条。
1:46:11	はあ。いやいや、通信連絡委員長か。
1:46:14	はい。よろしくお願いします。
1:46:16	すいません。ちょっと今時間もともと 15 時半までだったんですけど、まだ残ってるのでちょっと引き続きやりたいんですけど。
1:46:26	それでちょっとこちら、16 時からちょっと別件がありますので、それより前、だから 15 時 50 分、45 分 50 分頃には、
1:46:38	まで行けたところまでで、終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。続きの説明をお願いします。
1:46:54	中国電力河口です。それでは、47 条の基本設計方針についてご説明をさせていただきます。
1:47:01	では資料番号の方、NS2-き-047 をご確認、ご覧願います。
1:47:09	まず、
1:47:11	2 ページ目をご確認願います。
1:47:15	こちら、補正書からの、
1:47:17	変更箇所となりますが、
1:47:19	基本設計方針の前後になるんですが、こちらの、
1:47:24	記載の、
1:47:26	下から 6 行目について、原子炉建物、放射方向と、今書いてまして。物のところに、
1:47:35	リラッキングしております。
1:47:36	これ、変更前は、
1:47:39	原子炉立て放射能と書いておりましたが、島根の場合は、原子炉建物で、
1:47:44	設備名称は統一しておりますので、規制の適正化で修正を行っております。
1:47:49	その他の補正書からの変更箇所については、比較表の中でご説明をさせていただきます。
1:47:57	それでは、27 ページをご確認願います。
1:48:06	こちら、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計法人の比較表となっております。
1:48:13	こちらについては、変更電力との実質的な相違箇所はございません。
1:48:18	続きまして 28 ページをご確認願います。
1:48:22	こちら、計測制御系統施設の基本設計方針の比較表となっております。
1:48:27	ではまず、図書館の変更箇所についてですが、
1:48:32	吉森の記載、一番下から 6 行目から、次の 29 ページの一行目まで。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:38	黄色ハッチングしております。
1:48:40	こちらにつきましては、共用設備について記載の適正化を行っております、
1:48:45	変更を行っております。
1:48:48	では、先行電力との相違箇所に移らせていただきます。
1:48:54	まず、柏崎の記載の、
1:48:57	一番下から 9 行目、一方、
1:48:59	から、次のページ 29 ページの 19 に 12 行目まで、実線を引いております。
1:49:05	で、あわせて島根 2 号の記載についても、一番下から、
1:49:08	5 行目以降から、一線を聞いております。
1:49:11	これは、甲斐田に、柏崎との、
1:49:14	共用設備の相違となっております。
1:49:17	以降の同様設備の相違につきましては、ちょっと説明をごく割愛させていただきますのでよろしく願いいたします。
1:49:25	では、29 ページをご確認願います。
1:49:29	まず、補正書からの変更箇所についてですが、
1:49:32	まず一つ目の黄色ハッチングで非常用ディーゼル発電設備、
1:49:36	んなるんですが、こちら、
1:49:38	非常用所内電源設備、
1:49:41	ハラ、記載の適正化を行っております。
1:49:44	また、二つ目の、
1:49:46	変更箇所として一番下の行から及び、
1:49:49	次のページの上から 3 行目になりますが、
1:49:52	こちらは先ほどの共用設備についての記載の適正化となります。
1:49:57	また、先行電力と総合 1 ヶ所に移らせていただきますが、
1:50:01	ちょっと島根 2 号の、
1:50:02	第 3 パラグラフの既往記載全体に実線をつけておりますが、
1:50:06	これは、
1:50:07	東海第 2 との記載方針の相違となっております。
1:50:11	また同じページ、島根 2 号の、
1:50:13	記載の一番下から 3 行目以降に一線を引いておりますが、
1:50:17	こちらは柏崎永野郷との相違でありまして、
1:50:21	つまり 2 号機は、通信連絡設備確保発電所外として、
1:50:25	電力保安、
1:50:27	通信用電話設備、
1:50:29	局線加入電話設備を使用することによる設備の相違となっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:35	30 ページをご確認願います。
1:50:41	こちら、島根 2 号機の上から 3 行目から 4 行目について実践を聞いておりますが、
1:50:47	これは東海第 2 との相違でありまして、島根 2 号機は、
1:50:51	衛星電話設備確保社内向けを設置することによる性を言っていた相違となっております。
1:50:58	同じページ、島根 2 号機の第 3 パラグラフの記載全体に一線を引いておりますが、こちらは当該二度との、
1:51:05	事の、
1:51:06	記載方針との記載方針の相違となった。
1:51:10	同じページ 30 ページの島根 2 号機の第 4 パラグラフにおきまして、上から 2 行目の無線系の記載に実践をしておりますが、
1:51:19	これは柏崎 7 号との相違でありまして、
1:51:23	島根 2 号機は、
1:51:25	通信連絡設備括弧社内外に無線系改善を使用することによる相違となっております。
1:51:31	と同じ第 4 パラグラフの上から 3 行目から 4 行目にかけて、一線を引いております。
1:51:37	これは、柏崎 7 号との相違でありまして、
1:51:50	町長望月まで町長お待ちください。
1:51:55	すいません。失礼いたしました。
1:51:57	市も同じく、第 4 パラグラフの上から 3 行目から 4 行目に実線部分を聞いておりますが、
1:52:04	これは仮称名護風柏崎 7 号との相違でありまして、
1:52:08	カシマ 2 号は、通信連絡設備、
1:52:10	括弧発電所内外の、
1:52:12	電力保安通信用電話設備を専用通信回線にて接続することによる相違となつて、
1:52:20	最後ほんのり第 4 パラグラフの上から 6 行目から 7 行目に対して実践を聞いております。
1:52:26	こちらは、東海第二とそいでありまして、
1:52:28	島根 2 号機は、衛星電話設備発行社内を設置することによる設備の相違となっております。
1:52:36	31 ページをご確認願います。
1:52:40	まず、補正書からの変更箇所につきましては、先ほど 29 ページと同様に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:45	非常用ディーゼル発電設備、
1:52:47	宇野江藤。
1:52:48	駒井常用所内電源設備から記載の適正化を行っております。
1:52:53	と相違箇所に移りますが、
1:52:55	下から5行目。
1:52:58	等の記載のところに線を引いております。
1:53:01	これは東海第2との相違でありまして、
1:53:04	島根2号機はSPDS伝送サーバから、
1:53:07	ERSS伝送センター及び、
1:53:10	本社へ伝送するため、ERSS等を記載していることによる相違でございます。
1:53:17	32ページをご確認願います。
1:53:25	こちら、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置の比較表となります。
1:53:30	まず、補正書からの変更箇所についてですが、
1:53:33	沖雑賀の適正化記載の適正化として、
1:53:36	句読点。
1:53:38	あんまを、今、この黄色のハッチングについて記載を追記しております。
1:53:42	その他、実質的なそういう箇所についてはございません。
1:53:46	33ページをご確認願います。
1:53:51	こちら、
1:53:52	放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針の比較表となります。
1:53:56	こちらについてなんですが、補正書からの変更箇所及び先行電力の実施的なそういう箇所はございませんが、1点ちょっと修正漏れがあったので、ちょっとご説明させていただきます。
1:54:09	場所につきましては、第1パラグラフ。
1:54:12	一番下の行について。
1:54:14	表示ランプ及びブザー鳴動等と記載しております。
1:54:18	で、今ちょっと及びと書いてるんですが、
1:54:21	より正しいのは句読点の看板。
1:54:24	と記載することが適切なため、次回提出時には、修正させていただきます。
1:54:29	失礼いたしました。
1:54:33	では34ページをご確認願います。
1:54:39	こちら、放射線管理施設の、
1:54:41	基本設計方針の比較表となります。
1:54:46	まず、固定所からの変更箇所については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:49	先ほどご説明時に異なるため、割愛させていただきます。
1:54:54	先行電力とそういう箇所につきましては、
1:54:56	一番下の 1 桁のパラグラフになるんですが、
1:54:59	仕業 7 号の、
1:55:02	上から 2 行目から 3 行目に行って、線を引いて、
1:55:06	これは、島根 2 号機のモニタリングポストは、
1:55:10	中央制御室に規律及び形を発信し、
1:55:14	緊急時対策所では、地域及び、
1:55:16	データ状態を監視する設備構成とすることによる相違でございます。
1:55:21	また、島根 2 号機の記載全体に、
1:55:24	線を引いておりますが、
1:55:25	これは東海第 2 との相違でありまして、カシマに動きは、モニタリングポストの警報発信について、平均していることを明記していることによる記載方針の相違。
1:55:35	36 ページをご確認願います。
1:55:42	こちら、
1:55:43	非常用電源設備の基本設計方針の比較表となります。
1:55:47	こちら柏崎の記載全体に実線を引いておりますが、
1:55:51	これは、島根 2 号機は、2 号機の非常用ディーゼル発電機により、
1:55:56	速やかに電源を供給することが可能であることによる設備の通りとなっております。
1:56:01	以上で、47 条の説明を終わります。
1:56:04	説明者交代いたし
1:56:06	以上。
1:56:08	中国電力の松本です。それでは、77 条の基本設計方針について説明いたします。
1:56:15	それでは比較を用いて先行電力の層位箇所について説明いたします。なお、相違点の再掲事務の内容については、説明を割愛いたします。
1:56:25	31 ページをご覧ください。
1:56:30	こちらは、継続性、
1:56:32	計測制御系統施設の基本設計方針の比較表になります。
1:56:36	補正書からの変更箇所についてですが、4.1 項、一段落目の 4 行目、54 黄色着色部でございます。こちらは、単に記載しておりませんでしたので、追記しております。
1:56:48	次に、相違点について説明いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:52	一つ目の相違点でございます。
1:56:54	島根 2 号機の 6 行目の実践を聞いております。
1:56:58	こちらは、1 号機は温泉通信設備、小、
1:57:02	括弧固定型を重大事故等対処設備として使用するための相違でございます。
1:57:07	またその下、下の増. 東海第二と柏崎の相違点ですけども。
1:57:12	東海第 2、及び柏崎 7 号の 6 行目に実線を引いております。
1:57:18	こちらは島根 2 号機は、有線式通信設備を、
1:57:22	中央制御室から現場を行い、使用することによる相違でございます。
1:57:27	32 ページをご覧ください。
1:57:32	補正書からの、
1:57:34	変更箇所についてですが、4 段落目の段落の黄色着色部分について、日程訂正前の日常用交流電源設備の記載から、
1:57:45	Bをディーゼル発電設備に見直しをしております。
1:57:50	これは期訂正前の非常用交流電源設備の場合は、高圧炉心スプレイ系を含むため、
1:57:57	記載しております。非常用ディーゼル発電設備を訂正お願いをしております。
1:58:03	次に相違点について説明いたします。
1:58:06	三つ目のポチの相違点、設備の相違でございます。
1:58:11	こちらの下野 5 期の 3 番目に、実践を聞いております。
1:58:16	昨日島野号機は、衛星の設備。
1:58:19	ここでまた、及び無線通信設備、括弧固定型を中央制御室退避室においても使用するための相違でございます。
1:58:28	33 ページをご覧ください。
1:58:33	厚生省からの変更箇所についてですが、3 段落目、4 段落目の非常用ディーゼル発電設備は、34 ページ、その前の 32 ページと同様の、
1:58:44	理由で訂正オカ直しをしております。
1:58:47	また、5 段落目の、
1:58:49	SPDS本。
1:58:51	ところですけども、
1:58:54	もう記載しておりませんでしたので追記をしております。
1:58:57	次にその意見について説明いたします。
1:59:01	四つ目の相違点です。
1:59:06	東海大の上から 4 行目。
1:59:09	5 行目、実線が増えております。こちらは資本 5 機も、7 日間以上継続して増が可能でございます。また、島貫は、充電式電池を使用する可搬型を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:20	緊急時対策所に配備することによる相違でございます。
1:59:24	次の相違点です。
1:59:26	崩壊代に柏崎 7 号の、
1:59:30	それから 3 番目に一線を引いております。
1:59:33	島根 2 号機は、緊急時対策所から、発電所が連絡する。
1:59:40	していることによる相違でございます。
1:59:43	34 ページをご覧ください。
1:59:46	保線所からの変更箇所についてですが、3 段落目の費用、ディーゼル発電設備は、32 ページと同様の理由でございます。
1:59:55	次に、総医研について説明いたします。
1:59:58	一番下のそういう点でございます。
2:00:02	オオクボ部門、下から 2 行目、実践を聞いております。こちらは、志賀 2 号機は充填式電池を使用するかなど、
2:00:10	緊急時対策所にアビルこのようにしていることによる相違でございます。
2:00:15	35 ページをご覧ください。
2:00:19	補正相からの変更箇所、変更点についてですが、
2:00:25	3、
2:00:26	フクマの議場発電設備
2:00:28	あります。こちらは 32 ページと同様の理由でございます。
2:00:33	36 ページをご覧ください。
2:00:41	補正書からの変更箇所についてですが、一段落目から 300 人弱目の黄色着色部については、設置場所を明確化するため、建物ごとに設備を記載して、
2:00:52	見直しをしております。
2:00:54	次に、争点について説明いたします。
2:00:58	二つ目の総医研についてです。
2:01:01	新島野 5 期の一段落の実践後、
2:01:05	来ております。
2:01:06	こっちは。
2:01:09	少々お待ちください。
2:01:18	小田島下。
2:01:21	一段落目の文末にあります。23 条中 77 条 20、こちらで 77 条の説明で先ほどご指摘をいただいたところでございます。
2:01:31	こちらにつきまして記載の、
2:01:34	佐野夫妻検討したいと考えておりますので、
2:01:39	再検討をしたいと考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:47	37 ページをご覧ください。
2:01:51	こちらは発電用原子炉の本店を、
2:01:54	管理するための制御装置の比較表になります。こちらは、そういう意見はございません。以上で、77 条の説明を終了いたします。
2:02:04	規制庁とりあえずありがとうございます。じゃあ 41 条からでしょう。
2:02:10	東郷知事。
2:02:22	江田イワサキです等、47 条の 2 ページなんですけど、真ん中あたりですね
2:02:43	原子炉建物内の放射能レベルの設定値をこういった場合主蒸気管持とう。
2:02:49	空気抽出器排ガス中の放射能レベルが一というところがあるんですけど
2:02:56	ちょっと何ていうか、単純に言葉の意味合い的な
2:03:02	放射能レベルでの許可だと放射線レベルになってんですけどこれは何か特に意味合いは変わらないんですかなんか放射能と放射線部とちょっと。
2:03:12	来るような気がする。
2:03:23	中国電力河内です。意味合いとしては、
2:03:27	同じ意味合いで入っております。以上です。
2:03:56	規制庁イワサキえさ。そうですか
2:04:00	何かこう私は思うには何かを、放射能レベルというか、
2:04:09	放射。
2:04:10	点レベルの方が何か言葉としては、けど、
2:04:16	正しいような気がするんですけど、これは何でノーに変えた。
2:04:21	放射能。
2:04:32	中国電力河口です。
2:04:34	こちらの記載なんですけど、
2:04:37	と同じ、こちらの 2 ページとか、
2:04:40	様式 7 の一番左側の技術基準に関する規則が書いてるんですけど、こちらの記載が、例えば敬語とかだと放射能高とか、放射能という名称になっていますので、
2:04:53	それに合わせた形ではございます。
2:04:56	以上です。
2:05:24	規制庁安井たその放射能の放射能の方は、
2:05:32	はい。確かにそうですね、おっしゃる通りそれは。はい、わかりました。ありがとうございます。
2:06:00	規制庁イワサキあと 4 ページのですね
2:06:06	流体状の放射性廃棄物を処理し、または調合する設備から流体場の廃棄。当社採決著しく漏えいする恐れが発生した場合、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:17	云々であるんですけどこれって、ここは何か生きたいだけなんで、それも流体場と言ってるので、その期待の、
2:06:28	含んで、
2:06:30	ルーデンさんなんか、ごめんなさい、ちょっと私の説明を読むのになんかあんまりその聞きたいというよりかなんか行きたいだけの話をしてるような気がするんですけど。
2:06:40	これ、この流体用ってのはどっちなんですか。
2:06:51	中国電力川口です。こちらについては、液体のことを示していると認識しております。以上です。
2:07:14	今の切れちゃってる今のご説明だと想定してるのは液体だけど、流体と書いてるのは、規則要求が流体状のってなってるからっていうことでいいですよ。
2:07:37	昭夫電力少々お待ちください。
2:07:47	中国電力矢口です。お待たせしました、ご指摘の通り、水木事業機能、記載の通り、
2:07:53	回っている形になります。以上です。
2:07:58	九州電力ありがとうございます。
2:08:17	規制庁イワサキです聾者 10 ページのですね
2:08:23	下から 3 行目の警報装置として十分な数量のところであるんですけど、ここの辺の、
2:08:32	何か十分な数量とかっていうのはこれは何かどっか別の説明書で何校ですよみたいなのは説明していただけるってこと。
2:08:43	中国電力の松本です。
2:08:45	こちらの個数につきましては、通信連絡設備の機能の説明書に記載してございます。以上です。
2:09:21	規制庁イワサキわかりましたありがとうございます。
2:09:24	私からは以上。
2:09:29	規制庁鳥居です。
2:09:33	今の 10 ページのところ、この警報設備、
2:09:40	いうことでもないんですけど、この 10 ページのイ、
2:09:45	一番下の行のところに、
2:09:47	多様性を確保した通信連絡設備。
2:09:51	ね。
2:09:52	多様性っていうこれ、
2:09:56	何回か前の監事としてもこの件でもお話をした話なんですけど。
2:10:05	この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:08	先日起きた
2:10:11	トラブル事象を踏まえてですね、監視、測定も日報に限らずですね多様性っていう、
2:10:19	ワーディングについてはですね、通信連絡設備も、もうあれと同じようにですね。
2:10:28	従属的に何か、
2:10:30	この
2:10:31	壊れないかどうかとかっていうのは、
2:10:35	よく確認をしていただきたいのでちょっと、
2:10:39	警報装置という話ではなくて多分通信連絡設備だって言わなきゃいけない話なんではあるんですけど、ちょっと目についてので一言だけ。
2:10:48	お伝えしていただく、お伝えさせていただき、
2:10:50	はい。
2:10:59	中国電力の清水です。承知いたしました。
2:11:05	関心持ってモニタリングポストの時にも言いましたけど、ちょっとその基本的方針としてはこのレベルでは個別説明書の方で、どこまで書くのかとかっていうのは少し、
2:11:17	また議論をさせていただければというふうに思います以上です。
2:11:28	はい。それでは、47条はこれぐらいにしてちょっと、ちょっと時間も。
2:11:34	押してきたということですね。最後、77条行きたいと思いますが、何か他。
2:11:50	規制庁岩崎ですは、34ページの、
2:11:57	その倒壊原因とその、
2:12:02	柏崎との総医研のところのですね
2:12:08	島根2号機はその緊対所から発電所外へ連絡するというふうになってるんですけど、ここ、これってその、
2:12:16	要するにここで言うその通りと。KKの
2:12:22	同じような何ですかね、緊対所に設置するみたいな。
2:12:28	記載ってどっかに書いてある。
2:12:42	中国電力の松本です。34ページの、東海第2柏崎の横並びで、島根の空白欄について、
2:12:52	ですけども、こちらは、
2:12:57	島根としましては、
2:13:01	石丸大木は下水道設備を置く、中央制御室緊急時対策所をそれぞれ設けてはおりますけども、相違点に記載の通り緊急時対策所から発電所外へ連絡するという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:13	運用しておりますので、こちら他社と、
2:13:18	記載が例示する記載というところは、5、記載してございません。以上です。
2:13:33	規制庁イワサキさんごめんなさいちょっと私がちょっとあんまりちゃんと理解できなくて
2:13:38	ですね 77 条のその下の 77 条の中なやつで読めるってことですか。これ、そういうことです。
2:13:51	中国電力の松本です。緊急時対策所に設置する衛星電話設備につきましては、ご認識の通り、77 条の 17 の段落で
2:14:01	説明をしております。以上です。
2:14:04	李規制庁イワサキです理解しましてありがとうございます。
2:14:12	失礼です。私から特にアジアではありませんので他、ちょっと時間も押してきますけど中国電力から何か追加で説明ありますか。
2:14:25	中国電力の志水です。77 条の 36 ページをご覧ください。
2:14:32	先ほど 73 条でコメントにありました号炉わけなく、通信連絡することで 2 号の安全性の向上に資する考え方について説明することと。
2:14:43	ということでコメントいただきましたが、
2:14:46	こちらの方の記載が全く一緒でございますので、こちらについて記載の適正化を図りたいと考えております。
2:14:56	なお少し誤解を与えるような記載ともなっておりますので、実際には SA 時には、ここにある記載している設備につきましては、共用はいたしませんので、
2:15:11	この記載につきまして適正化を図りまして、説明したいと考えております。以上です。
2:15:25	規制庁のためですわからちょっと改めて整理をした上でですね、ちょっと今の口頭だけだと、ちょっとよくわからないので、
2:15:36	改めて整理した上で説明していただければ結構ですし、もし、その際にですね何か例えばその別の説明図書とかを、
2:15:45	なんか見た方がわかりやすいというのであれば、そういうものも参照して、たまたまちょっと詰めてこうこういうものがあってこういうふうを使うんですっていうようなその図面とか、系統と遠地みたいのがあった方が見やすいという。
2:15:59	ああいうのがあればですね、それは別途この資料を見てくださいとか言っていたいただければいい、或いはその画面に映していただくとかですね、ということを別にこの基本的方針の資料だけで説明している。
2:16:12	しなくてもいいのです。
2:16:14	ちょっと整理をしていただいて改めてご説明をいただければと思います以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:22	中国電力の清水です。15条の供用で整理しているところも引用して説明させていただきます。以上です。
2:16:34	以上です。はいよろしく願います他、何かありますか。なければちょっとコメントの回答に、
2:16:43	移り回答じゃないか、確認に移りたいと思いますけれども。
2:16:54	中国電力大和です。画面共有いたしますので少々お待ちください。
2:17:20	中国電力自体はですね、画面共有いたしましたけども、
2:17:25	写ってますでしょうか。鶴来です見えております。
2:17:39	中国電力の内藤です。コメント内容を読み上げさせていただきます。
2:17:45	まず一番、73条、73ページです。すみませんちょっと時間もないのでちょっとこちらで読んで、
2:17:52	違えば言います。少々お待ちください。はい。
2:17:56	承知いたしました。
2:18:20	規制庁照井です。特に、
2:18:23	過不足なさそうですので、
2:18:27	これで結構です。
2:18:32	中国電力の内藤です。承知いたしました。
2:18:38	はい。すみません最後ちょっと、またまたしちやいましたけれども。
2:18:43	中国電力さんから他何か確認しておきたいことありますか。
2:18:49	中国電力の内藤です。こちらからは特にございませんです。
2:18:54	規制庁照井です。わかりましたそれでは本日のヒアリング、これで終了したいと思います。ありがとうございました。ありがとうございました。
2:19:04	ありがとうございました。
2:19:05	はい。
2:19:07	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。